

伊丹市道路反射鏡設置基準を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路反射鏡の設置等に関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

(設置の基準)

第2条 道路反射鏡（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定する他の車両又は歩行者を確認するための鏡をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場所であって、市長が交通状況その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場所に設置するものとする。

- (1) 公道（市道その他の道路管理者が管理する土地をいう。以下同じ。）の湾曲部、屈曲部及び屈折部において、見通しが確保できない場所
 - (2) 公道と公道との交差点において、隅切りがなく、当該道路の隣接土地に塀等の構造物があることにより見通しが確保できない場所
 - (3) 公道と公道が私道で接続され、通り抜けが可能な交差点において、見通しが確保できない場所
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場所は、原則として道路反射鏡を設置しないものとする。ただし、市長が特に設置の必要があると認める場合は、この限りでない。
- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第43条の規定により、道路標識等により一時停止すべきことが指定されている交差点
 - (2) 袋路状となっている私道と公道の交差点及び私道(位置指定道路を含む。)
 - (3) 私有地の出入口
 - (4) 歩道があり、徐行して歩道部へ進むことにより見通しが確保できる場所

(設置の要望)

第3条 自治会の代表者は、道路反射鏡の設置を必要とするときは、当該道路反射鏡の設置場所について、次項の規定による要望を行う前に、あらかじめ市長に相談しなければならない。

- 2 前項の相談を行った自治会の代表者が道路反射鏡の設置を要望しようとするときは、道路反射鏡設置要望書（様式第1号）に隣接地権者（道路反射鏡を設置する予定の道路に隣接する土地の地権者であって、市長が指定する者をいう。）の道路反射鏡設置同意書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の道路反射鏡設置要望書の提出があったときは、速やかに設置の可否を決定し、要望を行った自治会の代表者にその旨を通知するものとする。

(移設又は撤去)

第4条 市長は、道路環境の変化等により、設置した道路反射鏡が第2条第1項の設置の基準に該当しないと認められるに至ったときは、当該道路反射鏡を移設又は撤去できる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に市内に設置されている道路反射鏡のうち、第2条の規定に適合しないものについては、同条の規定は適用しない。

道路反射鏡設置要望書

伊丹市長様

申請者

住所

自治会名

代表者氏名

電話番号

申請箇所	伊丹市 ※位置図を添付のうえ、道路反射鏡の設置を希望する位置及び方向を記入してください。
設置希望箇所	道路反射鏡 面 基 1. 車道（道路区分：市道・県道・国道） 2. 歩道（道路区分：市道・県道・国道） 3. 電柱（管理区分：関西電力・NTT） （電柱番号： ） 4. その他 （ ）
見通しの悪い方向	1. 交差点 （ ） 2. カーブ

注） ・隣接地権者の同意・承諾が得られるものに限りします。

道路反射鏡設置同意書

伊丹市長様

下記のとおり、伊丹市が道路反射鏡を設置することについて同意します。

記

同意場所	伊丹市 ※位置図を添付のうえ、道路反射鏡を設置することについて 同意する位置及び方向を記入してください。
設置同意物件	道路反射鏡 面 基 1. 独立柱（基礎コンクリート含） 2. 電柱共架
設置同意箇所	1. 車道（道路区分：市道・県道・国道） 2. 歩道（道路区分：市道・県道・国道） 3. 電柱（管理区分：関西電力・NTT） 4. その他 ()

土地の地権者

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____